

資料編

目 次

1	光市男女共同参画推進ネットワーク設置要綱	65
2	第2期光市男女共同参画推進ネットワーク委員名簿	67
3	男女共同参画に関する動き	68
4	関係法令等	
	日本国憲法（抄）	72
	男女共同参画社会基本法	74
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	78
	山口県男女共同参画推進条例	85
5	用語解説	88
6	平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート結果（単純集計）	93

1 光市男女共同参画推進ネットワーク設置要綱

平成20年4月1日

告示第51号

(設置)

第1条 光市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に定める基本理念に基づき、地域、家庭、職場、教育その他のあらゆる分野において、男女共同参画の浸透を図り、それぞれの主体的な取組と相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、光市男女共同参画推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワークの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域、家庭、職場、教育その他のあらゆる分野における男女共同参画社会の推進方策の検討及び形成に向けた取組に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する意見及び情報を交換しあうこと。
- (3) 基本計画の策定及び進捗に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項に関すること。

(委員の構成及び任期)

第3条 ネットワークは、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、地域、家庭、職場、教育等の分野に関する次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体
- (2) 市民（一般公募者を含む。）
- (3) 労働関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 有識者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 ネットワークに会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワークの会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 必要があるときは、ネットワークに部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の会議の議長は、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

(関係者の出席)

第7条 ネットワーク及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 ネットワークの庶務は、市民部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、ネットワークの最初の会議は、市長が招集する。

附 則（平成21年告示65号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示54号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 第2期光市男女共同参画推進ネットワーク委員名簿

任期：平成23年7月～平成25年6月

有識者		
1	寶迫 恒敬	人権擁護委員
2	山根 明子	民生委員・児童委員、光市人権施策推進審議会委員
市民団体		
1	吉原 市昌	防災コミュニティクラブ鶴羽
2	高野 敏雄	今殿いきいきちよぼらの会
3	鈴木 理智子	光市ボランティア連絡協議会副会長
4	竹内 一	岩田地区老人クラブ連合会会長
労働関係者		
1	山本 裕二	下松公共職業安定所
2	玉井 幸恵 原田 宏之 (平成24年11月～)	シルトロニック・ジャパン 光富士白苑
3	棟近 秀樹	光商工会議所青年部
4	本村 千利 上田 孝志 (平成24年11月～)	光地区労働者福祉協議会
教育・福祉関係者		
1	福原 宏子	光まちづくりNPO副理事長
2	大平 友美	聖華保育園
3	岡崎 英子	塩田小学校校長
4	國廣 淑子	光市介護相談員
5	富谷 英司 小川 智志 (平成24年11月～)	室積小学校PTA会長
市民		
1	沖村 満子	元市民特派員
2	川口 飛鳥	チャイベビ利用者
3	田中 由紀子	チャイベビ利用者
一般公募		
1	吾郷 直俊	公募者
2	岡部 寛子	公募者
3	玉木 節子	公募者
4	花野 照子	公募者

3 男女共同参画に関する動き

年	世界	国	山口県	光市
昭和47年 (1972年)	1975年を国際婦人年とすることを宣言			
昭和48年 (1973年)				
昭和49年 (1974年)				
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議 ・世界行動計画採択	婦人問題企画推進本部設置	山口県女性問題対策審議会 「国際婦人年行動計画について」建議	
昭和51年 (1976年)	「国際婦人の十年」始まる (1976~1985)	「育児休業法」施行		
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」の策定	婦人労働問題研究会開催	
昭和53年 (1978年)				
昭和54年 (1979年)	女子差別撤廃条約を採択			
昭和55年 (1980年)	女子差別撤廃条約署名式	女子差別撤廃条約署名決定		
昭和56年 (1981年)	女子差別撤廃条例発効			
昭和57年 (1982年)			婦人対策室新設	
昭和58年 (1983年)			婦人青少年課新設	
昭和59年 (1984年)		アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催		
昭和60年 (1985年)	国連婦人の十年世界会議	女子差別撤廃条約批准		
昭和61年 (1986年)		「男女雇用機会均等法」施行		
昭和62年 (1987年)				

年	世界	国	山口県	光市
昭和63年 (1988年)			「第二次山口県行動計画」 策定	「光市婦人問題懇話会」設 置
平成元年 (1989年)				
平成2年 (1990年)	「西暦2000年に向けての婦 人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略の実施に関す る第1回見直しと評価に伴 う勧告及び決意」採択			
平成3年 (1991年)		「新国内行動計画」第一次 改定		
平成4年 (1992年)		「育児休業法」施行		
平成5年 (1993年)		「パートタイム労働法」 公布、施行	「第二次山口県婦人行動計 画」一部改定 愛称「やま ぐち女性プラン」 山口女性財団設立	
平成6年 (1994年)		「内閣総理大臣官房男女共 同参画室」発足 「男女共同参画審議会」設 置 「男女共同参画推進本部」 設置	「女性青少年課」に名称変 更	
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議におい て「行動綱領」採択	「育児休業法」改正 「育児・介護休業法」公布	山口県女性問題対策審議会 組織改正 やまぐち女性プラン推進本 部設置	「女と男のまちづくり研究 プロジェクトチーム」設置
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年 プラン」策定	企画部女性青少年課から環 境生活部女性青少年課へ組 織替え	教育委員会生涯学習課から 企画調整部企画課へ所管替 え 男女共生に関する市民アン ケート実施
平成9年 (1997年)		「男女雇用機会均等法」改 正 「育児・介護休業法」改正		市民アンケート結果とプロ ジェクトチームの指針を報 告 「光市女性問題懇話会」を 設置
平成10年 (1998年)			「やまぐち男女共同参画プ ラン」策定	「ひかり女性プラン」策定

年	世界	国	山口県	光市
平成11年 (1999年)		「(改正)男女雇用機会均等法」施行 「(改正)労働基準法」施行 「(改正)育児・介護休業法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」	「児童虐待防止法」公布、施行 「男女共同参画基本計画」閣議決定	「山口県男女共同参画推進条例」制定、10月施行 「山口県男女共同参画審議会設置」 「やまぐち男女共同参画相談室」開設	男女共同参画セミナー開催
平成13年 (2001年)		内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局を開設 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行	「女性少年課」から「男女共同参画課」に改組 「男女共同参画相談センター」開設 「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」から「山口県男女共同参画推進本部」に変更	
平成14年 (2002年)			「山口県男女共同参画基本計画」策定 「山口県人権推進指針」策定	光市女性模擬市議会開催 「配偶者からの暴力」の相談窓口の設置
平成15年 (2003年)		「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		市民啓発用パンフレット全戸配布 「光市女性問題懇話会」から「光市男女共同参画懇話会」に名称変更
平成16年 (2004年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行 「育児・介護休業法」改正		2004/10/4 光市と大和町の新設合併により新「光市」誕生
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	「(改正)育児・介護休業法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定		
平成18年 (2006年)		「男女雇用機会均等法」改正	「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「光市男女共同参画懇話会」設置 「男女共同参画タウンミーティングin光」(県事業)開催 「第1回光市男女共同参画懇話会」開催 「第2回光市男女共同参画懇話会」開催 男女共同参画に関する市民アンケート実施 「第3回光市男女共同参画懇話会」開催 「第4回光市男女共同参画懇話会」開催

年	世界	国	山口県	光市
平成19年 (2007年)		「(改正)男女雇用機会均等法」施行 「パートタイム労働法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「山口県男女共同参画基本計画(改定版)策定 「山口県人権推進指針」改定	「光市男女共同参画基本計画」策定
平成20年 (2008年)		「(改正)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「(改正)パートタイム労働法」改正 施行 「次世代育成支援対策推進法」改正		「光市男女共同参画推進ネットワーク」設置
平成21年 (2009年)		「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 「育児・介護休業法」改正		
平成22年 (2010年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「(改正)育児・介護休業法」施行 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		「光市人権施策推進指針」策定
平成23年 (2011年)			「山口県男女共同参画基本計画(第2次改定版)策定 「やまぐち子どもきららプラン21(山口県次世代育成支援行動計画)」改定	政策企画部企画調整課から市民部人権推進課へ所管替え 男女共同参画に関する市民アンケート実施
平成24年 (2012年)			「山口県人権推進指針」改定	

4 関係法令等

日本国憲法（抄）

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年 5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び事務

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（奴隷的拘束及び苦役からの自由）

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に

関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際規範の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対

等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際

機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されること

ができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女子差別撤廃条約)

昭和 60 年 6 月 24 日批准

昭和 60 年 7 月 1 日公布

昭和 60 年 7 月 25 日発効

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確

立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に

対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第 6 条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第 2 部

第 7 条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとしないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その

他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重

要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第 5 部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討する

ために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格

- を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

- 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

- この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

- 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

てこの条約に署名した。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け

山口県男女共同参画推進条例

平成12年7月11日山口県条例第34号
最終改正：平成17年7月12日条例第52号

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）

にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審

議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。
二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。
(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年山口県条例第51号)の一部を次のように改正する。
別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則 (平成17年条例第52号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

5 用語解説

あ 行

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(育児・介護休業法)

この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、育児休業及び介護休業に関する制度や事業主が講ずべき措置等が定められています。

NPO

(non-profit organization)

様々な非営利活動を行う非政府、民間の組織であり、通常民間非営利組織と呼ばれています。

エンパワーメント

(empowerment)

力をつけることをいいます。特に、女性が政治、経済、社会、文化などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる力を身につけることが、男女共同参画社会の実現に重要であるという考え方です。

おっばい都市宣言

「おっばい都市宣言」は、この光市で子どもをつくり、生み、育て、学び、働き、憩い、長寿を全うするまでの人の営みの全てに通じるもので、母と子の確かな絆を育み、家庭を大切にするとともに、地域の人々との信頼感や絆を大切にし、心豊かで人が生き続けていくための理想のまちづくりを進めるため、平成17年6月30日、光市議会で採択された宣言です。

か 行

家族経営協定

農業経営の中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内における家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

さ 行

次世代育成支援対策推進法

この法律は、我が国における急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めています。

性と生殖に関する権利と健康（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

(reproductive health/rights)

1994年のカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

セクシュアル・ハラスメント

(sexual harassment)

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または、相手方の生活環境を害することをいいます。行為を受けた人が嫌悪を持ったかどうかが決め手になります。いわゆる暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当します。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

(positive action)

「積極的改善措置」とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

た 行

男女雇用機会均等法

正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」。募集・採用から定年・退職まで、男女の均等な機会及び待遇の確保を目的とし、働く女性が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営めるようにすることを基本理念としています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の項参照

な 行

認知症高齢者等地域見守りネットワーク

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう、地域住民、民生・児童委員、ボランティア、医療・福祉・保健の専門職及び関係機関の連携・協力による見守り支援体制です。

は 行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

【配偶者からの暴力】

配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

ただし、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

パートタイム労働法

正式名は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートタイム労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上等に関する措置を講じることにより、パートタイム労働者が能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉の増進を図ることを目的としています。

パワーハラスメント

(power harassment)

職権などを背景に、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人権と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。

仕事上の上下関係・権利関係を不当に利用することによる嫌がらせ・いじめを指す言葉です。

光市人権施策推進指針

市民すべてが生涯にわたって、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組みを推進するための指針となるものです。

光市人権施策推進審議会

市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、幅広い人権課題に対応する施策について審議する組織です。

ひかり環境・健康・ウォークキングマップ

光市の美しい自然環境に着目しながらウォーキングを楽しむことのできるウォーキングマップで、初心者から上級者まで楽しめるよう、各コースに2、3種類の距離の異なった9コースが設定され、コースの特色を活かしたウォーキングのポイント等、健康・運動コラムや、自然環境を楽しむ視点として環境コラムも掲載されています。

ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人『依頼会員』と育児の援助を行いたい人『協力会員』がお互いに会員になって、助けたり、助けられたりして、地域で子育てを支えあう「相互援助活動」を行うための会員組織です。

や 行

山口県人権推進指針

「人権の世紀」 21世紀を迎え、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組みを推進するための基本指針となるものです。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成された協議会です。

ら 行

ライフスタイル

生活の様式・営み方、また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のことをいいます。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいいます。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する権利と健康」の項参照

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和がとれた雇用環境づくりのことです。少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取組みを求められています。

ワーク・ライフ・バランス憲章

「国民的な大きな取組の方向性」、行動指針は「企業や働くもの等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針」を示したもの。仕事と生活の調和を国民的な取組みと位置付け、その方向性を示し、実現のために行政と民間が果すべき役割を示しています。

6 平成23年度男女共同参画に関する市民アンケート結果(単純集計)

1 あなたの性別は

(1) 男性	43.5%
(2) 女性	54.7%
無回答	1.8%

2 あなたの年齢は

(1) 10歳代	1.5%
(2) 20歳代	5.3%
(3) 30歳代	11.9%
(4) 40歳代	9.9%
(5) 50歳代	13.9%
(6) 60歳代	26.8%
(7) 70歳代以上	30.3%
無回答	0.4%

3 あなたのお住まいの地区はどちらですか

(1) 牛島	0.0%
(2) 室積	19.1%
(3) 光井	14.5%
(4) 島田	8.6%
(5) 浅江	28.8%
(6) 三井	6.8%
(7) 上島田	3.7%
(8) 立野・小周防	3.9%
(9) 大和	13.9%
無回答	0.7%

4 あなたは結婚されていますか

(1) 未婚	9.0%
(2) 既婚	76.0%
(3) 離別又は死別	13.8%
無回答	1.3%

5 ご夫婦のうち働いておられるのは、どなたですか

(1) 共働き	26.6%
(2) どちらか一方が働いている	33.6%
(3) どちらも働いていない	39.4%
無回答	0.5%

6 あなたの世帯構成はどれですか

(1) 一人暮らし	8.4%
(2) 夫婦のみ	39.8%
(3) 2世代家族（子供と）	31.2%
(4) 2世代家族（親と）	8.8%
(5) 3世代家族	5.0%
(6) その他	1.1%
無回答	5.7%

7 あなたにはお子さんがおられますか。一番下のお子さんは、このなかではどれにあたりますか。

(1) 乳幼児	9.0%
(2) 小学生	4.4%
(3) 中学生	2.8%
(4) 高校生	1.5%
(5) それ以上	60.6%
(6) 子どもはいない	13.8%
無回答	8.1%

8 あなたの職業についておたずねします

(1) 常勤	22.6%
(2) パート・アルバイト	12.8%
(3) 自営業（家族従事者も含む）	7.0%
(4) その他の職業	3.1%
(5) 無職（学生を含む）	47.5%
無回答	7.0%

問1-1 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(1)家庭生活では

(1) 男性の方が非常に優遇されている	6.8%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	45.1%
(3) 平等になっている	33.8%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	5.3%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.9%
(6) わからない	7.0%
無回答	1.1%

問1-2 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(2)地域活動では

(1) 男性の方が非常に優遇されている	4.8%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	33.2%
(3) 平等になっている	38.3%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	7.0%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.4%
(6) わからない	14.1%
無回答	2.2%

問1-3 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(3)慣習・しきたりなどでは

(1) 男性の方が非常に優遇されている	10.5%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	50.6%
(3) 平等になっている	21.8%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1.5%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.7%
(6) わからない	12.7%
無回答	2.2%

問1-4 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(4)学校教育では

(1) 男性の方が非常に優遇されている	0.9%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	8.8%
(3) 平等になっている	68.8%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1.5%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.7%
(6) わからない	15.0%
無回答	4.2%

**問1-5 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(5)職場では**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	9.4%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	44.4%
(3) 平等になっている	23.9%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	3.5%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.4%
(6) わからない	14.3%
無回答	4.2%

**問1-6 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(6)政治や行政では**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	17.2%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	42.6%
(3) 平等になっている	22.0%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	1.8%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.0%
(6) わからない	13.6%
無回答	2.8%

**問1-7 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(7)法律や制度では**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	7.3%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	26.2%
(3) 平等になっている	39.3%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	6.1%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.4%
(6) わからない	18.2%
無回答	2.6%

**問1-8 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか
(8)社会全体として**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	6.8%
(2) どちらかといえば男性のほうが優遇されている	49.7%
(3) 平等になっている	26.4%
(4) どちらかといえば女性のほうが優遇されている	3.1%
(5) 女性のほうが非常に優遇されている	0.2%
(6) わからない	11.7%
無回答	2.0%

問2 今後、社会のあらゆる分野で、男女が不平等を感じないようにするために重要なことは何だと思いますか。つぎの中から3つまで選んでください。

(1) 法律や制度の上で見直しを行い、女性差別につながるものを改める	33.2%
(2) 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める	44.6%
(3) 女性自身が経済力をつけたり、知識・技能を修得したりするなど、積極的に力を向上させる	49.0%
(4) 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる	48.6%
(5) 行政や企業などの重要な役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用する	34.3%
(6) 子どもの時から家庭や学校で男女の平等について教える	39.6%
(7) その他	3.5%
(8) わからない	4.8%
無回答	1.3%

問3-1 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(1) 日常の家計管理

(1) 夫が中心	12.1%
(2) 妻が中心	74.2%
(3) 家族で分担	12.6%
(4) その他の人	0.0%
(5) わからない・該当しない	0.5%
無回答	0.7%

問3-2 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(2) 食事づくり

(1) 夫が中心	1.0%
(2) 妻が中心	90.8%
(3) 家族で分担	6.0%
(4) その他の人	0.7%
(5) わからない・該当しない	0.5%
無回答	1.0%

問3-3 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(3) 食事のあとかたづけ

(1) 夫が中心	2.7%
(2) 妻が中心	80.2%
(3) 家族で分担	15.5%
(4) その他の人	0.2%
(5) わからない・該当しない	0.5%
無回答	1.0%

問3-4 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(4)洗濯

(1) 夫が中心	3.6%
(2) 妻が中心	78.7%
(3) 家族で分担	14.7%
(4) その他の人	1.7%
(5) わからない・該当しない	0.2%
無回答	1.0%

問3-5 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(5)掃除

(1) 夫が中心	6.3%
(2) 妻が中心	68.4%
(3) 家族で分担	22.5%
(4) その他の人	0.7%
(5) わからない・該当しない	0.5%
無回答	1.7%

問3-6 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(6)子どものしつけや家庭教育

(1) 夫が中心	1.9%
(2) 妻が中心	36.5%
(3) 家族で分担	37.4%
(4) その他の人	0.2%
(5) わからない・該当しない	17.9%
無回答	6.0%

問3-7 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(7)家族の介護

(1) 夫が中心	2.4%
(2) 妻が中心	28.0%
(3) 家族で分担	19.3%
(4) その他の人	1.7%
(5) わからない・該当しない	43.5%
無回答	5.1%

問3-8 あなたの家庭では、日常の家事の分担をどのようにされていますか。それぞれ1つ選んでください
(8)地域行事への参加

(1) 夫が中心	30.0%
(2) 妻が中心	26.8%
(3) 家族で分担	35.3%
(4) その他の人	1.4%
(5) わからない・該当しない	5.3%
無回答	1.2%

問4 あなたは、仕事と家庭生活のどちらを優先させたほうが望ましいと思いますか。

(1) 家庭生活よりも、仕事に専念する	2.8%
(2) 家庭生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる	23.7%
(3) 家庭生活と仕事を、同じように両立させる	39.6%
(4) 仕事にも携わるが、家庭生活を優先させる	20.9%
(5) 仕事よりも、家庭生活を優先させる	5.7%
(6) わからない	4.6%
無回答	2.6%

問5 仕事をしている方で、仕事と家庭生活のどちらを優先していますか。

(1) 家庭生活よりも、仕事に専念する	11.5%
(2) 家庭生活にも携わるが、あくまで仕事を優先させる	30.8%
(3) 家庭生活と仕事を、同じように両立させる	27.3%
(4) 仕事にも携わるが、家庭生活を優先させる	18.9%
(5) 仕事よりも、家庭生活を優先させる	2.4%
(6) わからない	3.8%
無回答	5.2%

問6-1 仕事における男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。

(1) 募集や採用

(1) 男性の方が非常に優遇されている	11.4%
(2) 男性の方が優遇されている	49.2%
(3) 平等になっている	18.7%
(4) 女性の方が優遇されている	1.5%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	0.2%
(6) わからない	13.6%
無回答	5.5%

問6-2 仕事における男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。

(2) 賃金

(1) 男性の方が非常に優遇されている	15.6%
(2) 男性の方が優遇されている	52.5%
(3) 平等になっている	12.8%
(4) 女性の方が優遇されている	0.9%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	0.2%
(6) わからない	12.1%
無回答	5.9%

問6-3 仕事における男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。**(3)昇進・昇格**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	18.2%
(2) 男性の方が優遇されている	51.6%
(3) 平等になっている	10.8%
(4) 女性の方が優遇されている	0.6%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	0.2%
(6) わからない	11.4%
無回答	7.3%

問6-4 仕事における男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。**(4)仕事の内容**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	9.2%
(2) 男性の方が優遇されている	42.2%
(3) 平等になっている	18.9%
(4) 女性の方が優遇されている	6.4%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	0.4%
(6) わからない	16.0%
無回答	7.0%

問6-5 仕事における男女の扱いについて、平等になっていると思いますか。**(5)退職・解雇**

(1) 男性の方が非常に優遇されている	11.2%
(2) 男性の方が優遇されている	31.7%
(3) 平等になっている	27.2%
(4) 女性の方が優遇されている	0.6%
(5) 女性の方が非常に優遇されている	0.2%
(6) わからない	21.7%
無回答	7.5%

問7 職場での女性の働き方について、あなたはどのように考えますか。

(1) 男女という性別に関わりなく能力主義によって仕事を与えられるべきである	51.0%
(2) 仕事には男女の役割があり、女性でなくてはできない仕事をすべきである	23.3%
(3) 管理職や役員を目指して研鑽を積むべきである	4.2%
(4) 男女同等の仕事をするべきである	6.1%
(5) 男性を補佐するような仕事にとどめるほうがよい	2.8%
(6) その他	1.5%
(7) よくわからない	7.5%
無回答	3.7%

問8 一般的に、女性が職業をもつことについて、あなたはどのように考えますか

(1) 子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい	25.7%
(2) 子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい	46.5%
(3) 子どもができるまでは仕事を持つほうがよい	6.7%
(4) 結婚するまでは仕事を持つほうがよい	6.9%
(5) 女性は仕事を持たないほうがよい	0.5%
(6) その他	3.9%
(7) わからない	5.7%
無回答	2.2%

問9 女性が職場で能力を発揮するためにどのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください

(1) 能力主義による人事管理の実施	34.0%
(2) 女性の能力開発のための研修	26.4%
(3) 上司に対する女性の育成や人事評価についての研修	17.2%
(4) 男性の意識改革のための研修	17.4%
(5) 女性の意識改革のための研修	18.9%
(6) 女性の管理職等への登用の推進	14.8%
(7) 仕事と家庭の両立を支援する制度の整備、普及	70.5%
(8) 女性自らが積極的に知識や技能を身につけること	47.5%
(9) その他	0.9%
(10) わからない	3.9%
無回答	2.1%

問10 仕事を持つ上で負担になることは何ですか。次の中から3つまで選んでください

(1) 家事のこと	66.4%
(2) 子どものこと	62.8%
(3) 介護のこと	30.2%
(4) 収入のこと	18.8%
(5) 勤務時間・勤務日のこと	60.7%
(6) 特にない	2.7%
(7) その他	2.3%
無回答	5.7%

問11 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方についてどのように思いますか。

(1) そう思う	31.6%
(2) どちらかといえばそう思う	44.8%
(3) どちらかといえばそう思わない	9.0%
(4) そう思わない	10.8%
(5) わからない	2.8%
無回答	1.1%

問12 あなたは、子育てにおける父親と母親の役割分担についてどう思いますか

(1) 母親中心の子育てが良い	2.2%
(2) どちらかといえば母親中心の子育てが良い	29.2%
(3) 同じくらい分担するのが良い	60.6%
(4) どちらかといえば父親中心の子育てが良い	2.8%
(5) 父親中心の子育てが良い	0.2%
(6) わからない	3.1%
無回答	2.0%

問13 あなたは、女性があまり進出していない分野に女性が進出するために、どのような方法をとるのがよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください

(1) 国や地方公共団体の審議会・委員会の委員などに、女性を積極的に任命する	26.6%
(2) 国や地方公共団体が、職員の採用や管理職への登用などで、女性の数や比率を定める割当制を設けるようにする	16.0%
(3) 国や地方公共団体が、自主的に女性の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり女性の進出を促したりする計画を策定する	44.4%
(4) 企業が、社員の採用や管理職への登用などで、女性の数や比率を定める割当制を設けるようにする	19.6%
(5) 企業などが、自主的に女性の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性の進出を促したりする計画を策定する	45.0%
(6) 理工系など女性の少ない大学への学部への進学を促すため、啓発や情報提供などの支援を行う	18.3%
(7) 女性の起業家に対し、融資などの支援を行う	15.4%
(8) 防災、地域おこし・まちづくり・観光、環境の分野への女性の参画の拡大を図る	28.6%
(9) その他	3.5%
(10) わからない	14.5%
無回答	2.8%

問14 男女がともにあらゆる場面(仕事、家事、育児、介護、地域活動など)に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください

(1) 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること	32.8%
(2) 職場中心という社会全体の仕組みを改めること	18.2%
(3) 仕事と家庭の両立などの問題について相談できる窓口を設けること	18.7%
(4) 育児・介護に関するサービスを充実すること	45.0%
(5) 労働時間短縮や休暇制度(育児休業・介護休暇・ボランティア休暇等)を普及させること	39.1%
(6) 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること	30.1%
(7) 男の子、女の子にかかわらず家事などができるようなしつけや育て方をする	28.6%
(8) 女性が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身につけること	12.7%
(9) 男性が生活面において自立できるような能力を身につけること	8.6%
(10) 職場や仕事中心の生き方、考え方を改めること	10.6%
(11) さまざまな活動に夫婦が一緒に参加すること	18.9%
(12) その他	1.1%
(13) わからない	3.5%
無回答	2.2%

問15 あなたは、セクシャルハラスメント(性的いやがらせ)・パワーハラスメント(職権を濫用したいやがらせ)を受けたことや、身近で見聞きしたことがありますか。

(1) 見聞きしたことはない	15.4%
(2) 見聞きしたことがある	17.4%
(3) テレビや新聞などで問題になっていることは知っている	54.9%
(4) 身近な人から相談を受けたことがある	2.8%
(5) いやがらせを受けたことがある	6.1%
無回答	3.5%

問16 あなたは、ドメスティック・バイオレンス(夫婦・恋人同士の親しい間で、身体的・心理的な暴力をうけること)を経験したことや、身近で見聞きしたことがありますか

(1) 見聞きしたことはない	20.0%
(2) 見聞きしたことがある	14.5%
(3) テレビや新聞などで問題になっていることは知っている	56.5%
(4) 身近な人から相談を受けたことがある	1.5%
(5) 暴力をうけたことがある	3.9%
無回答	3.7%

問17 これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したりしたことがありますか。次の中から3つまで選んでください

(1) 警察に連絡・相談した	14.3%
(2) 公的な相談窓口や電話相談に相談した	9.5%
(3) 民間の機関(弁護士など)に相談した	9.5%
(4) 医師・カウンセラーに相談した	4.8%
(5) 家族に相談した	28.6%
(6) 友人・知人に相談した	38.1%
(7) 相談するところがわからない	9.5%
(8) どこ(だれ)にも相談しなかった	42.9%
無回答	0.0%

問18 相談しなかったのはなぜですか。つぎの中から3つまで選んでください

(1) 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから	44.4%
(2) 相談しても無駄だと思ったから	55.6%
(3) 自分にも悪いところがあると思ったから	33.3%
(4) 相談するほどのことではないと思ったから	22.2%
(5) 恥ずかしくてだれにもいえなかった	11.1%
(6) そのことについて思い出したくなかったから	0.0%
(7) 相談したことがわかると、仕返しを受けたりもっとひどい目にあうと思ったから	11.1%
(8) どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから	0.0%
(9) 相談すると、担当者の言動で自分が不快な思いをすと思ったから	11.1%
(10) その他	33.3%
無回答	0.0%

問19 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのようにお考えですか

(1) 賛成である	6.6%
(2) どちらかといえば賛成である	41.8%
(3) どちらかといえば反対である	23.3%
(4) 反対である	12.7%
(5) わからない	13.8%
無回答	1.8%

問20 あなたは本当の男女平等についてどのように考えますか。ご自身の考えにより近いものを次の中から1つ選んでください

(1) 何もかも男と女がまったく同じに扱われるべきである	2.9%
(2) 性の違いは考慮しながらも対等に扱われるべきである	88.8%
(3) わからない	6.2%
無回答	2.0%

問21 あなたの身の回りにおける男女共同参画について、ご自身の考えに近いものを次の中から1つ選んでください

(1) ほぼ男女共同参画はできていると感じる	8.1%
(2) ある程度は進んできているがまだ十分ではない	47.5%
(3) まだまだ性別による差別的な扱いが多く残っている	24.4%
(4) 女性の方が優遇されているように感じる	4.8%
(5) わからない	13.6%
無回答	1.7%

問22 「男女共同参画社会」を実現するために、光市の施策に望むことは何ですか。次の中から3つまで選んでください

(1) 広報誌や講演会などによる男女の平等と相互理解についての啓発	12.1%
(2) 学校などにおける男女平等教育の推進	28.1%
(3) 社会教育・生涯学習の場での学習の充実	20.9%
(4) 雇用機会均等法（職場における男女均等の取り扱い）の周知徹底	28.4%
(5) 保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実	51.6%
(6) 介護サービスの充実	39.1%
(7) 検診体制や相談など健康に関する事業の充実	9.4%
(8) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	18.9%
(9) 審議会等の委員への女性の登用	8.3%
(10) 女性の就労支援の充実	32.3%
(11) 男女共同参画条例の整備	7.7%
(12) その他	2.2%
無回答	3.9%